

留学生による不法就労活動を未然に防止しよう

◆警視庁「留学生による不法就労活動防止を目的とした説明会」を初開催

日本語学校94校、専修学校35校、大学15校の計144校167人参加
留学生が不法就労・資格外活動など不法活動を起こしたり、意図せずに巻き込まれたりする傾向が増えているのを受けて、さる1月24日、東京霞が関の警察庁合同庁舎7階大会議室で警視庁主催による「留学生による不法就労活動防止を目的とした説明会」が初めて開かれた。東京、神奈川、埼玉、千葉など関東一円の日本語学校94校、専修学校など35校、大学15校の計144校167人が参加、主催者側と日本語教育振興協会、全国日本語学校連合会など関係者も含めると182人に及ぶ留学生関係の大規模な集会となり、会議の重要性と学校関係者が違法活動防止対策を真剣に求めていることをうかがわせた。

冒頭、挨拶した警視庁生活安全部長は「文化、習慣がまったく違い、慣れない日本語で生活する留学生の方々には、不安を抱え日本の文化やルール、法律に慣れず、よく分からないケースもある。やはり友人、身の回りにいる皆様がサポートし、事の良し悪しを具体的に伝え注意喚起する。おかしな話であれば学校側が声掛けをし、相談にのり『これは駄目だ』と指導していただくことが大事だ。2020年には、東京オリンピック・パラリンピックを迎えるので、配布資料を利用し一層の指導をすることは、将来に備えて大事なことである」と、留学生指導の大切さを強調した。

続いて挨拶した警視庁保安課長も「不法就労、要するに資格外活動は、入管法で3年以下の懲役もしくは禁錮または300万円以下の罰金。決して軽い。労働環境の悪化、人身取引の恐れがあるのでこのように重くなった。人身取引がきっかけである」と厳罰化の背景を説明。同時に「我々は取締りを強化していくが、どうか皆様方には説明会を参考にして今後の生活指導の徹底を願っていただきたい。留学生には本分たる学ぶことを貫き通してもらいたい。日本と母国の架け橋になるような人材を育てていただきたい」と訴えた。

◆警視庁、留学資格被疑者の増加に警鐘を乱打！

警視庁保安課保安第二係長から具体的説明に入り、不法就労、資格外活動を取り締まる警視庁の担当組織について説明があった。警察の捜査部門中、留学生が絡む不法行為を取り調べているのが警視庁で言えば生活安全部の保安課だ。同課は保安第二係が「外国人雇用違反を取り締まる捜査機関」、都市犯罪対策第

一課が「外国人都市犯罪の捜査」を担当しており、両部門は連携して取り締まりを行っている。主管業務は以下の通りだ。

- 1、 入管法に規定している「不法就労助長事犯」の捜査。これは不法就労の外国人を雇っている風俗店経営者の取締りを行う。
- 2、 「人身取引事犯」の捜査。これは外国から外国人を送り込み、売春など様々な犯罪で支配するような事案だ。

一昨年、同保安課では北関東一円の売春スナックで借金を負わせ、タイ人女性を働かせ、報酬をピンハネしていた大がかりな人身取引事案を検挙している。

保安二係長は、今回の説明会に日本語学校関係者らの参加を求めた理由について、検挙被疑者の在留資格を調べると留学生の占める割合がこの5年間を比較すると急激に増えており、警鐘を乱打する事態が背景にある事情を説明した。

1の不法就労については、資格外活動で検挙された被疑者の在留資格の傾向を示したグラフを掲示した。5年前の平成20年と昨年平成25年の「被疑者の在留資格」の割合を比較すると、平成20年では「短期滞在」の割合が半分以上、「留学」は4分の1弱だ。しかし「留学」の割合は年々増加し、昨年の25年では「留学」が約半数に増加し「短期滞在」は約4分の1に減少している。

同保安2係長は「私は2年前に着任し取締りを担当していますが『留学生ホステスによる資格外活動が多いな』という印象を持ちました」と感想を述べた。

また、留学生による主な違反事例が会場で大型スクリーンに図示された。

一種類は、法的には「風俗営業」と呼ばれる接待を伴う飲食店。バー、クラブ、スナックなどで客の隣に侍り、接待ホステスとして働く。留学生が働くには、法務大臣に資格外活動の許可申請をし、許可が必要だ。働ける時間は「週に28時間以内」。しかし、許可を受けても「風俗営業店での接待ホステスは一切禁止」だ。それゆえ風俗店で働く留学生は「資格外活動違反」で検挙される。

もう一種類は、「性戯サービスをする個室のマッサージ店でマッサージ嬢として働くこと」だ。盛り場にはエステ店やタイ古式マッサージ店などのマッサージ店もあるが、多くの店が性的サービスを売りにしており「風俗適正化法」の規制枠に入り、そこで働くことも「資格外活動」であり、「売春は論外」だ。同2係長は「マッサージ店を装った違法個室マッサージ店があることを頭に入れた上で、留学生のアルバイトには注意をしなければならない」と注意を促した。

◆人身取引事犯で検挙した日本語学校留学生は国外退去

2種類目の「人身取引事犯」は、昨年5月の検挙事例を含めた詳しい説明がなされた。一連の「人身取引事犯」の実態解明のきっかけとなった事例だ。

事件は犯罪インフラ企業であるS社が、自社の社員にすると偽って女性を募集し、タイ人女性に正規社員として「人文知識・国際業務」の在留資格を取らせた上で日本に入国させ、実際には都内の性風俗店などに送り込み働かせていた「人身取引事犯」だ。事件の端緒は昨年、タイ女性から保護を求められた在

京タイ大使館からの通報だった。「日本の貿易会社の社員で来日したつもりが、マッサージ店に連れて行かれ、性的マッサージを強要された。在留カードの登録違反と言われパスポートを渡したが、返してもらえない」との内容。警視庁は、タイ大使館の協力を得てタイ人女性2名を保護し事情聴取した。

S社を捜査すると『タイ野菜の輸入・販売』を業務に掲げていたが、経営者は日本人の男、タイ人妻は取締役で法人実態のないペーパーカンパニーだった。他20名の外国人女性もS社の社員として登録し他の風俗店などに派遣していた。女性達は各自「約200万円の借金」を負わされていた。

S社の残る側面は、日本国内にいる不法就労留学生在が、学校生活が終わる頃、S社の社員を装って同じく『人文知識・国際業務』の資格を取る「偽装滞在」で、引き続き風俗店などで不法就労させていた事犯だ。留学生は特定のT日本語学校などに集中していた。捜査当局は、S社をタイ国からの人身取引事犯のブローカー企業、国内偽装滞在助長の極めて悪質な企業と認め、昨年5月、風俗店3店舗を含む15カ所を捜索。マッサージ嬢3名を入管法の「資格外活動」で逮捕、同店の1人も入管法の「不法就労助長罪」で逮捕。マッサージ店に彼女らを送り込んで不法就労を助けたとしてS社の経営者ら2名を「不法就労助長罪の幫助」で逮捕した。逮捕者は合わせて10名。資格外活動の女性被疑者らは起訴となり、罰金刑の判決が降り、多くは国外退去等の処分となった。

◆女性留學生被疑者の供述から浮かぶ高額アルバイトへの執着

説明会では、一連の摘発で検挙された3人の留學生被疑者の生々しい供述が、会場で女性捜査員の手で読み上げられた。

1件目はT日本語学校の留學生。2013年に留学のビザで来日し日本語学校に入学中に、日本に住むお婆の猛反対を押し切り「かんたんにお金を稼げる」と思い、学業のかたわら性的マッサージを行い資格外活動で逮捕された19歳のタイ人女性の供述だ。留學生は「日本語学校では、クラスメート同士で稼げる店情報を交換し、悪い現場も誘惑もたくさんある。誘惑に乗ったことを反省している。日本語を学ぼうと来日したのに、今は後悔の気持ちで一杯」と供述。

2件目は都内の現役留學生。2009年3月に短期滞在ビザで来日、日本語学校に学び、大学まで進んだが、同居する友人の勧めで銀座や赤坂のクラブなどでホステスをして2度とも資格外活動違反で逮捕された25歳の中国人女性の供述。最初の逮捕で留学ビザの更新ができず中国に帰国したが、大学や入管に「もう風俗店では働きません」と反省文を提出。新たに留学ビザの発行を受けて復学。女性は「一度夜の仕事を経験し、楽にお金を稼げる方法を覚えたことでやみつきになった。『2度捕まる事は無い』と安易に考えていた。大学を卒業できなくなると思うと、今は後悔の気持ちで一杯です」と供述している。

最後は元T日本語学校の留學生。性的マッサージで検挙された23歳の女性。

2011年3月29日に1年3カ月の留学ビザで日本に入国。ビザ取得は日本語の勉強ではなく日本に来るための手段、性的サービスのあるマッサージ店で働きお金を稼ぐためだった。この仕事がお金になることは本国で友達から教わった。日本語学校に通い、留学ビザを一度更新したが、仕事が毎日深夜に及び、早起通学が面倒になり、退学届を提出。留学ビザのまま性的マッサージ店に住み込みで働き「毎月30万円くらいの給料」を得て、大半をタイの家族に仕送りしていた。留学ビザは2013年1月に切れたが、女性は「少しでも多くお金を稼ぎたかったので、捕まるまで日本で働こうと思っていた」という。

◆警視庁「心に残る繰り返しの指導」徹底を日本語学校などに要望

警視庁保安課第2係長は3人の供述から学生指導上の注目事項4点を挙げた。

1つは、学校の指導は一様受けているが、本人の心に浸透していない。

2つは、在留資格を取るために学校を利用している。

3つは、短時間に収入を得られる風俗店を安易に選択している。

4つは、入国前にフェイスブックなどのネットワークで職種や働く場所などを決めて、早い者は入国して1週間のうちに働き始めている。

警視庁の捜査官は防止対策として3点を挙げた。

① 日本語学校に対する行政指導。

② 留学生受入校に対する啓発活動。

③ 留学生受入校に対する啓発活動に際し、留学生の理解を容易にするため、クールジャパンの下、アニメ、マンガ文化のグローバル化に便乗した啓発漫画を作り、タイ語、中国語に翻訳した冊子を学校側に配布する。

このうち警視庁が具体策として実施したのは、①では、T日本語学校に対する行政指導。留学生の供述から学校で風俗店でのアルバイト禁止の指導があったために、司法の言及は見合わせた。指導が浸透しておらず、検挙の実態を入国管理局に情報提供した。その結果、入管法に基づく事実調査を実施し、警視庁側も同席した。T校は行政指導の事態を重く受け止め、改善策を提出した。

②は今回の説明会の実施だ。③の啓発マンガリーフレットは、日本、タイ、中国の3カ国語で作成。説明会では参加各校に併せて200部が配られた。

保安2係長は「学校が、これら風俗店で働く目的で正規に資格を得るために悪用される恐れがある。高い志を持って入ってきたまじめな学生が周りの影響により安易に不法就労に身を染め、拡散する恐れがある。皆様をお願いしたいのは、先ず、留学生の選抜基準をよく見極めていただきたい。留学生にふさわしい生活設計がなされているかどうか。預貯金、支弁者、お金を出している人は確かな者かどうか。書面の審査だけではなく、面接にプラスして確認などが必要です。次に逮捕による不利益について十分な教養が必要です。不法就労として逮捕されれば、現場で手錠をはめられ、連行され、取り調べを受け、最後は留置場に入れられる。強制送還の恐れもある。よくイメージさせて下さい。

そして心に残る繰り返しの指導をお願いします。被疑者の多くは入学のオリエンテーションで指導を受けた程度だと言っています。繰り返しの具体的指導をして下さい」と、心に沁みるまで繰り返す学生指導の徹底を参加校に訴えた。

担当者は最後に『留学生の生活指導のための手引2012』の活用を呼びかけた。東京都が主体で警視庁、東京入管、日本語教育振興協会などでまとめた「留学生指導の手引書」だ。内容は、Ⅰ出入国の仕組み、Ⅱ留学生の受入（入国管理局における審査方針）、Ⅲ新しい在留管理制度、Ⅳ入学前における対応、Ⅴ入学時における対応、Ⅵ在学中の在籍管理など、Ⅶ卒業後の進路指導など、Ⅷ資料編——と日本語学校にとり指導ノウハウが詰まった手引書となっている。

◆カード犯罪が流行・留学生「高級アルバイト募集」の甘い文句に警戒を！

最後に留学生がカード犯罪に巻き込まれるケースが多いため、三井住友カードセキュリティー管理部から注意喚起の説明がなされた。クレジットカード犯罪事例を報じた新聞記事と、カード犯罪の片棒を担がされがちな中国人留学生向けの「マンガ冊子」中国語版などが配られた。記事で紹介された事例は、京都府警、兵庫県警、広島県警などの各サイバー犯罪対策課が捜査した事件だ。

詐欺グループの手口だが、他人のクレジットカード情報を不正に取得し、インターネット上で商品を購入転売するやり方だ。日本語学校の中国人留学生らが、悪質な手口の仕事とは知らずに、不正取得したデジカメなどの商品の受取人となって商品を受け取り、詐欺と知らずに引き渡す事例が後を絶たない。

留学生は中国人向けのチャットやサークルで勧誘され「一回当たり千円の報酬」を受け取って受取人になっていた。兵庫県警のケースでは、商品の購入は中国のサーバーを経由しており、県警は中国に指示役がいると見ている。

主要なクレジットカード会社16社は全国クレジットカード犯罪対策連絡協議会協会を組織しており、警察庁と連携しながらカード犯罪防止に当たっている。詐欺グループは、インターネットやEメール、携帯電話のショートメールなどの手段で、商品の受け取り役を勧誘したり、SNSを始めとした交流サイトや新聞広告で「高給アルバイト募集」などの文句で募集をかけてくる。注意が必要だ。同協議会は「犯罪者が仕掛けてくる様々な落とし穴にはまらないよう『簡単に稼げる』とか『高級待遇』などを謳うアルバイト情報には、とりわけ警戒が必要。ふだんからアルバイト探しは正常なルートで、地道な努力を通じて行ってほしい」と留学生や日本語学校に細心の注意を払うよう呼びかけている。

◆警察庁幹部「日本語学校の連携強化要望」につき各道府県警に指示を明言

説明会は次に質疑応答に入り、大学、日本語学校関係者から質問が相次いだ。

質問1（日本語学校） 留学生の万引犯罪などに対し「そういうことをやったら退学だ」と日頃厳しく指導しているが、警察ではお叱りを受けただけでその日のうちに戻ってきた。厳しく指導していて甘い結果が出てしまうと「結構、

平気じゃないか」と逆になり、他の留学生も「1回くらいなら」「運が悪かった」と思ってしまわないか、先生方は大変危惧している。運営基準を伺いたい。

回答1（警視庁保安課） 「初回であれば」はそのような形が多い。日本人も同様だ。万引きも高額の窃盗や常習窃盗は逮捕拘留するが、初犯で軽微な場合は、警察は事実関係を検査して書類送致をする。逮捕はしないので送致に時間がかかる。警察官も「その間はきちんと管理してくださいよ」となる。24時間管理はできるわけではないが、留学生は学校監視下にあるので学生に「所在を常に明らかにして下さい」と指導して下さい。入管法に基づく逮捕は強制退去だが、国際交流の時代であり、厳しいのもどうかという側面もある。

回答1-2 窃盗事件の場合、被害の概要、逮捕するか否かは、罪証隠滅の恐れ、逃亡の恐れの有無が大きな要件になる。恐らく任意送検に切り替えたわけで、誰かがいて身柄請け書を取っている。「お宅さんがちゃんとこの人の面倒を見ますよ」と証明されたことで強制で無くなる。それができない時は逮捕される。

質問2（千葉県日本語学校） オリンピックを控え、東京の日本語学校の留学生が松戸市、小岩のほか幕張とか京葉線沿線にも住み、外国人の働く店がコンビニやマッサージ店などもあってコミュニティーを作っていて、犯罪が非常に多い。県内では日本語学校の連絡会があり情報交換はできているが、これからは首都圏全体で犯罪が多くなる。「警視庁、県警が連携を取って」とあったが通じていない。県警に説明会を求めても明確な回答がない。警察講師、日本語学校講師を含め「県のコミュニケーションを取れ」と言っていたきたい。

回答2（警察庁生活安全局保安課） 今の話を聞き千葉県や、近郊の大規模都市だけではなく、各都道府県警に対して不法就労、不法滞在の防止に努める役割を担う警察だけではなく「日本語学校との連携を強めてほしい」という要望について指示したい。

質問3（東京自治大学） 1点目、事件を起こし所在不明になる留学生がいて調べた結果、警察に拘留されていた。学生の所在確認に苦慮したが、いい方法があるか？ 2点目、資格外活動違反で検挙された場合、入国管理局の方で退去強制になる。留学生が入国管理局から「在留資格認定を新たに大学に発行してもらえれば、それで新しい留学ビザを貰って再入国できるので、そのように大学の方でお話をしなさい」と言われた事例が複数あった。そう指導しているか？ 3点目、最近、留学生はインターネットなどで新たなバイトを探し、ネット販売、株の取引、個人で物品を仕入れて販売してお金をつくる。時間はかけずに収益を上げている。これは資格外活動違反になるのかどうか？

回答3（警視庁生活安全局保安課） 1点目、入管が資格外活動で検挙し場合は必ずその学校に連絡する。それは、通学ミスを検査し、それを検事の調書

につけるための書類を作るために必ず学校に連絡する。窃盗とか、入管法の資格外活動ではない検挙、痴漢、傷害とか、そういう場合は学校には通報がいかない形が多い。対応は即答できないので後日回答致したい。

回答3-2（東京入国管理局の留学審査部門） 2点目、大体が初回という点では「容疑不十分」「退去強制に該当しない」と判断が下され留学生生活を続行できる例が多い。ただ、大体の学生は更新申請の時には、今までの在留状況を見て更新するか否か問題になる。退去強制事由にならずとも、違反活動の事実があれば、在留審査のところで「不許可」の判断を下し、出国しなければいけない。

われわれは「今回の入国では在留を続けられない。一度帰って自分の頭の中を整理し、再度勉学したいという意味があるならば、初回の申請と同様、在留資格認定証明書の申請を取って来日し、勉学に励みなさい」と説明はしている。

学校側は再来日の場合、勉学の質を確保し、所要期間、先生の注意等も含めて最後まで留学生を良く見て「再度勉学したい」という意思ならば申請の労をとっていただきたい。我々は前回の対応を見て審査する。協力をお願いしたい。

3点目、非常に問合せも多いが、基本的には資格外活動、有価生産等の包括許可となる。週28時間以内の適法の範囲内であれば、就労は許可されることに鑑み、インターネットで商売をやり、商品の取引許可は必要ないならば、我々は資格外活動違反で働いてはいない。後は時間の問題で非常に難しい。時間が非常に短くて済み、個人で、パソコン一つででき少数に過ぎない。今の所、資格外活動違反で（検挙したという）お話をした例はない。

以上をもって同日の説明会は終了した。